

あかびら 広報

2 February.2016 No.842

今朝も

しばれますね

新成人を祝う会 2

市・道民税と所得税の申告 4

中学生 作文受賞者を紹介 8

フォトアラカルト～チャレンジショップ 20



平成28年 新成人を祝う会



成人の誓い

- 1. 私達は、晴れて今日、成人になりました。
- 1. 私達は、これまでの成長を見守ってくださった両親、先生、先輩に感謝いたします。
- 1. 私達は、人を愛し、平和を愛します。
- 1. 私達は、自らの道を切り開くたくましい精神と、温かい思いやりのある心を持って、豊かな社会を築くよう努力いたします。

新成人該当者

■男52名 ■女35名 ■計87名

市内の新成人87人を対象とした新成人を祝う会が1月10日、交流センターみらいで開催され、家族や地域の人たちが見守る中、新たな希望と誓いを胸に、大人の仲間入りをしました。

会場では、新成人たちが旧友との久しぶりの再会を喜び合いました。皆さんのこれからの活躍を願っています。



島津 大地 さん



これまでとは違う視点で…

20歳になって、これまでとは責任感が違うなと感じています。また、今までやってきたことを今度は違う見方で捉えて行動していきたいです。赤平で生まれ育ってずっと住んでいるので、自分も赤平で何かできることがないかを探し、貢献していきたいと思います。

インタビュー

いつかお母さんのように…

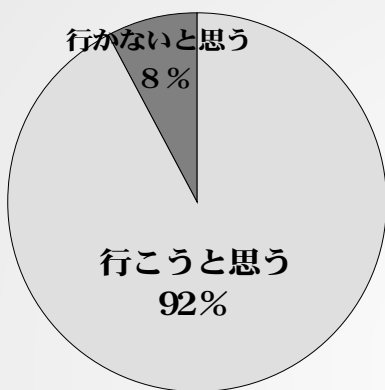


中村 穂乃香 さん

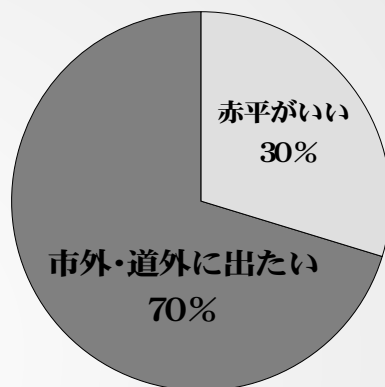
20歳になってから社会人になったんだなと思うようになりました。ただ正直、これまでと20歳になってからの違いがわからないので、これからその違いを発見していきたいです。将来は、私の母のように家庭内でも会話が絶えず近い距離でいられるお母さんになりたいです。

～成人になられたみなさんに聞きました～

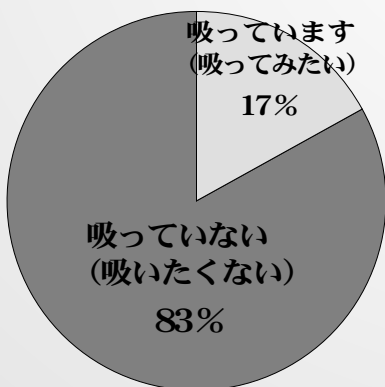
・次の選挙に行きますか？



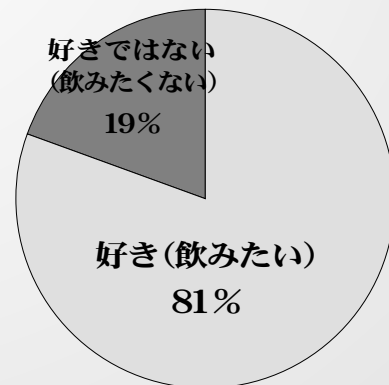
・赤平に住み続けたい(戻りたい)と思えますか？



・20歳になって、タバコは吸っていますか？(19歳の方は吸ってみたい？)



・お酒は好き？(19歳の方は飲んでみたい？)



市・道民税と所得税の

申告をしましよ

今年も市・道民税と所得税の申告の時期になりました。例年どおり申告の受付を市コミュニティセンターと東公民館にて行います。持参していただくものは例年の申告と同様ですので、日程をご確認のうえ申告にお越しください。

市・道民税の申告は生活に直結しています。市・道民税の申告によって国民健康保険、後期高齢者医療保険、介護保険、児童扶養手当などの額が決定しますので、申告をしないと税や保険料が高くなってしまったり、医療費の助成が受けられなくなったりすることがあります。必ず市役所または東公民館で申告をしてください。

相談・問合せ 市税係 ☎ 32-2219

期日	指定地域	会場
2月10日(水)	収入のない方	市コミュニティセンター (市役所併設)
2月12日(金)	障害年金を受給されている方	
2月15日(月)	遺族年金を受給されている方	
2月16日(火)	大町、東大町、日の出町	
2月17日(水)	錦町、本町	
2月18日(木)	泉町、美園町	
2月19日(金)	豊栄町	
2月21日(日)	市内全域 ※日曜受付	
2月22日(月)	桜木町、豊丘町、字豊里	
2月23日(火)	住友地区、赤間地区	
2月24日(水)	若木町東・西、東豊里町、西豊里町	東公民館 (茂尻支所)
2月25日(木)	昭和町、幸町	
2月26日(金)	幌岡町、共和町、住吉町	
2月28日(日)	市内全域 ※日曜受付	
2月29日(月)	平岸新光町、平岸西町、平岸桂町、平岸東町	
3月1日(火)	平岸曙町、平岸仲町、平岸南町	
3月2日(水)	茂尻中央町、茂尻本町、百戸町、エルム町	
3月3日(木)	茂尻春日町、茂尻新春日町、茂尻新町、茂尻栄町	
3月4日(金)	茂尻元町、茂尻旭町、茂尻宮下町	
3月7日(月)	宮下町	
3月8日(火)	若木町南・北	
3月9日(水)	東文京町	
3月10日(木)	北文京町	
3月11日(金)	西文京町	
3月14日(月)	市内全域	
3月15日(火)		

公的年金収入が

400万円以下の方

公的年金収入が400万円以下の方で、公的年金以外の所得が20万円以下の方は、所得税の確定申告は不要となりましたが、市・道民税の申告をしなければ、所得控除は「公的年金源泉徴収票」の記載内容のみになりますので、その他の控除(扶養控除や医療費控除など)については申告をされないと受けられずに市・道民税が高く計算される場合があります。そのため、所得税の確定申告が不要となった方でも市役所にて市道民税の申告を行ってください。

申告をしなければならぬ方

- 事業をされている方(報酬のある方)、農業を営んでいる方
- 年金、恩給などを受けている方
- 配当金(株の配当など)、不動産収入(家賃や地代など)、一時的な収入(保険の満期など)、雑収入(その他)などがある方(それぞれの額が少額であっても申告をしなければなりません)
- 平成27年中の給与の収入金額が2千万円を超える方
- 給与所得者で平成27年12月31

日までに退職した方、2ヵ所以上で勤務していたなどで年末調整ができなかった方

- 所得がない場合で、国民健康保険、後期高齢者医療保険、介護保険に加入されている方
- 児童扶養手当を受給されている方

● 重度心身障がい者医療、ひとり親家庭等医療、乳幼児等医療などの医療費の助成を受けている方

※ 滝川税務署・郵送 e-Tax など確定申告された方は市役所での申告は不要です。

申告にあたってのお願い

- 例年、混雑するため待ち時間が長くなると予想されます。そのため不動産譲渡所得(土地や建物の売買)、配当所得(株の配当など)、株式譲渡所得(株式の取引)、住宅借入金特別控除(初年度の申告)がある方は、直接滝川税務署にて申告をお願いいたします。
- 確定申告会場内でのコピーは行いません。申告時に必要とされる添付書類(源泉徴収票、領収書など)については、必要であれば事前にコピーなどされてから申告をお願いします。

医療費の申告

あなた自身や家族が、病気やケガなどのために支払った医療費があるときは、次の算式により計算した金額を医療費控除として所得から差引くことができます。

なお、この控除を受けるには、必ず申告をしなければなりません(会社などで行う年末調整ではできません)。

$$\left(\begin{array}{|l} \text{その年に支払} \\ \text{った医療費} \end{array} - \begin{array}{|l} \text{保険などで補} \\ \text{てんされる額} \end{array} \right) - \begin{array}{|l} \text{10万円または} \\ \text{所得の5\%} \end{array} = \text{医療費控除額}$$

(どちらか少ない方) (最高200万円)

医療費控除の申告に必要な書類

◆医療費を支払った領収書

領収書は、受診された方ごとに、かつ支払先ごとに分けて計算し合計額を明確にしてください。

◆通院費がわかるメモなど

対象となるのは公共交通機関のみで、通院日、片道料金などを整理したうえでご相談ください(ただし、医師の指示によりタクシーなどを利用した場合は領収書が必要です)。

◆特定保健指導に係る領収書など(該当者のみ、自己負担のみ)

- ・特定保健指導を実施された機関から発行される領収書
- ・当該特定保健指導に係る特定保健審査の領収書
- ・当該特定保健指導に係る証明書など

特定保健指導とは

特定保健審査(メタボリックシンドロームに着目し、発症リスクを抑えることを目的とした健診)の結果、高血圧症、脂質異常症、糖尿病などと同等の状態である方に対し行われる保健指導(積極的支援により行われるものに限る)です。

【注】次の費用は医療費になりません。

- 医師に対する謝礼
- 予防接種、健康診断、美容整形の費用
- 疾病予防、健康増進などのための医療品や健康食品の購入費
- 親族などに支払う療養上の世話の費用
- 治療を受けるために直接必要としない近視・遠視のためのメガネや補聴器の購入費
- 通院のための自家用車のガソリン代や、分べんなどのための帰省にかかる交通費

申告日程

受付時間

午前の部 8:30~11:30
午後の部 13:00~16:00

【注】8:30前及び11:30から13:00までの時間帯は受付できませんのでご了承ください。

指定地域

- ◆ 混雑をさけるため、なるべく指定する期日に申告してください。
- ◆ 東公民館での相談日(2月28日(日)~3月4日(金))は市役所での受付はできません。

日曜受付

◆ 期日・場所

2月21日(日) 市コミセン
2月28日(日) 東公民館
(茂尻支所)

◆ 受付時間

午前の部 8:30~11:30
午後の部 13:00~16:00

申告に持参するもの

● 印鑑(所得税の納税で口座振替を希望する場合はその銀行印)

● 給与、年金、報酬のある方は、平成27年中の収入を示す資料

(源泉徴収票など)

● 営業収入、不動産収入がある方は、売上げ及び必要経費に

関する資料

● 平成27年中に支払った社会保険料(任意継続分、国民年金保険、国民健康保険、後期高齢者

医療保険、介護保険など)の領収書、生命保険料や地震保険

料の控除証明書、医療費の領収書、障がい手帳(身体・療育・

精神)

● 預金口座番号のわかるもの(通帳やキャッシュカードなど)

寄附金控除について

寄附金控除の適用を受けるには、前年中(1月1日~12月31日)に支払った寄附金について、所得税の確定申告または市・道民

税の申告が必要となります。申告には、寄附先の団体などから

交付された寄附金の受領証や領収書など、寄附を行ったことを

証明できる書類が必要となります

です。なお、受領証などは申告される方が寄附者として記載されているものに限りません。

復興特別所得税について

平成25年から平成49年までの各年分については、復興特別所得税を所得税と併せて申告納付することとされています。復興特別

所得税は、平成49年までの各年分の基準所得税額に2.1%の税率を乗じて計算します。

また、平成25年1月1日から平成49年12月31日までの間に生

ずる所得については源泉所得税の徴収の際に復興特別所得税が併せて徴収されています。

事業所得、不動産所得、山林所得があるすべての方について、記帳と帳簿書類の保存が必要とされています(所得税及び復興特別所得税の申告が必要ない方も保存が必要です)。

詳細は、国税庁ホームページ <http://www.nta.go.jp> または滝川税務署(☎22-2191)にお問合せください(お電話でお問合せの際は自動音声に従って「2」をお選びください)。

記帳・帳簿等の保存制度について

事業所得、不動産所得、山林所得があるすべての方について、記帳と帳簿書類の保存が必要とされています(所得税及び復興特別所得税の申告が必要ない方も保存が必要です)。

詳細は、国税庁ホームページ <http://www.nta.go.jp> または滝川税務署(☎22-2191)にお問合せください(お電話でお問合せの際は自動音声に従って「2」をお選びください)。

平成27年以降に父母などから 財産の贈与を受けた方へ

平成27年1月1日以降に、直系尊属(父母や祖父母など)から財産の贈与を受けた人(贈与を受けた年の1月1日において20歳以上の人に限ります。)、その財産にかかる贈与税は、一般税率ではなく、「**特例税率**」を適用して計算します。

ご存じですか？

贈与税 特例税率

●贈与税の速算表(特例税率)

基礎控除後の課税価格	特例税率	控除額
200万円以下	10%	—
200万円超～300万円以下	15%	10万円
300万円超～400万円以下		
400万円超～600万円以下	20%	30万円
600万円超～1,000万円以下	30%	90万円
1,000万円超～1,500万円以下	40%	190万円
1,500万円超～3,000万円以下	45%	265万円
3,000万円超～4,500万円以下	50%	415万円
4,500万円超～	55%	640万円

【参考】一般税率

一般税率	控除額
10%	—
15%	10万円
20%	25万円
30%	65万円
40%	125万円
45%	175万円
50%	250万円
55%	400万円



(←網掛け)
特例税率が該当する区分

速算表の計算方法 (贈与を受けた財産の価額－基礎控除額110万円)×税率－控除額＝税額

●必要書類

特例税率の適用を受け、課税価格が300万円を超える場合

- ・贈与税の申告書
- ・贈与により財産を取得した人の戸籍謄本または抄本
その他の書類(氏名、生年月日及びその贈与者の直系
卑属に該当することを証する書類)

●注意事項

「相続時精算課税」を選択した場合は、その選択にかかる贈与者から贈与により取得する財産については、その選択をした年分以降、すべて相続時精算課税が適用されますのでご注意ください。

●滝川税務署 ☎ 22-2191

●国税庁ホームページ 「贈与税申告書作成コーナー」 <https://www.keisan.nta.go.jp>

支えあうまちづくり

あなたの周りに行政サービスを必要としている人はいませんか。その人を「支える」のがあなたが納める税金かもしれません。そして、あなたも立場が変われば「支えられる」人に。困ったときは「お互いさま」。税金はしっかりと納め、支えあう社会を築いていきましょう。

■介護保険係 ☎ 32-2217

利用者負担が3割に引上げられたり、高額介護サービス費が受けられなくなったりします。滞納が2年以上続くと、介護保険料をさかのぼって納められなくなりますのでご注意ください。

【2年以上滞納すると】

利用者の全額が3割に引上げられたり、高額介護サービス費が受けられなくなったりします。滞納が2年以上続くと、介護保険料をさかのぼって納められなくなりますのでご注意ください。

【1年以上滞納すると】

費用の全額を利用者がいったん自己負担し、申請によりあとで給付分が支払われます。

【1年以上滞納すると】

費用の全額を利用者がいったん自己負担し、申請によりあとで給付分が支払われます。

介護保険料の納め忘れに注意!

介護保険でサービスを利用される時、利用者はかかった費用の1割または2割を負担いただくだけで、残り(9割または8割)は介護保険から給付されます。納付期限から1年以上特別な事情もなく介護保険料を納めていない方は、次のとおり保険給付を制限されますのでご注意ください。

赤平市市税等収納向上対策本部

■納税(付)は口座振替で

一度の手続きで、わざわざ出かける必要がなくなり、納め忘れの心配もありません。ぜひご利用ください。

納期限
2月29日(月)
まで

今月の納税

- 国民健康保険税 **第8期**
- 後期高齢者医療保険料 **第8期**
- 介護保険料 **第6期**

■事務局■
税務課納税係
☎32-2219



ファン・テイ・サック さん(右)
 ヴー・テイ・ハー さん(左)

今回は、昨年ベトナムからトルク精密工業㈱に技能実習生として来ているフレッシュなお二人をご紹介します!



『住民の顔が見える広報』を目指して、地域おこし協力隊がまちへ飛び出て市民の皆さんをクロージアアップ!

日本の成人式に参加して どうでしたか?

ベトナムには日本のような成人式はありませんが、今回会社の社長からのすすめもあって、特別に皆さんと一緒に成人式に参加することができてとても嬉しかったです。当日はベトナムの民族衣装『アオザイ』を着て式に参加しましたが、日本の皆さんは着物(振袖)やスーツを着ていてとても素敵だと感じました。また快く一緒に写真を撮らせてもらったりと、大切な思い出になりました。(サックさん)

赤平での生活はどうですか?

赤平の人はすごく親切で、毎日楽しく過ごしています。そのなかでも会社の皆さんは、仕事から私生活まで優しくフォローしてくださるので、とても助かります。休日には職場の人が赤平近郊の観光地などいろんな場所に連れて行ってくれたり、焼肉パーティーなどにも声をかけてくださいます。(ハーさん)

日本食はいかがですか??

日本の食材は何を食べても美味しいです!(ただ生ものはちょっと苦手なんです...)。お米も野菜もとても美味しくて、特にお鍋が最高です。美味しいので、つい食べ過ぎちゃうのが悩みの種です。(サックさん)

これまで一番の思い出は??

昨年の火まつりのときに、浴衣を着て参加しました!火まつり以外にも、盆踊りや町内会の行事など、赤平に来てこれまでに知らなかった日本の文化を知れたことが一番の思い出です。これからも、もっといろんなことに挑戦してみたいです。(ハーさん)



私は、会社の忘年会です!パン食い競争やコーラの早飲み対決など、いろんなゲームがありました。夢中になって挑戦していました。自分が優勝していてビックリしましたが、いまでも鮮明に覚えている思い出です。(サックさん)

これからの目標は??

いま私たちは、日本語を勉強しています。この3年間で私は、日本語検定2級を取得することが目標です。そして将来は、ベトナムでツアーコンダクターとして日本の皆さんに現地の素晴らしさを案内することが私の夢です。(サックさん)

私は、この実習が終わったら、ベトナムにある日本の会社に就職したいと思っています。家族のため、そしてなにより自分の将来のためにも、これからも一生懸命仕事を頑張りたいと思います。(ハーさん)

地域おこし協力隊 まちの情報発信部門
 愛知県出身 野口 暢子

笑顔!
編集後記



実は、北海道に来てからまだウィンタースポーツをしたことがありません。今年こそはスキーなどに挑戦してみたいと思っています!ちなみに写真はスキーウェアを着てますが、除雪中です(笑)。

【滝川地区大会奨励賞】受賞

『いじめをなくすには』

赤平中学校3年 松田 なつみさん



今、「いじめ」が大変問題になっています。

いじめが苦で自殺をするというニュースも何度も聞いています。その他にも、不登校、犯罪、援助交際など、現代の中高生の間では様々な問題が起きていますね。どれもただ暮らして豊かになっただとしても、決して良い世の中ではないと思います。いつからこの世にこんな問題が出てきたのでしょうか。

私はいじめが嫌いです。いじめめるのもいじめられるのも、嫌です。人をいじめても何も得るものは無いし、もちろんいじめられている人はただただ辛いだけ。やっぱりいじめはいいものではないと思います。

中にはいじめをなくそうと活動している人もいます。でも、いじめている人には分かりません。まず、いじめているという「自覚」すらないのであれば、そもそもそんな中で活動してあまり効果はみられないかもしれません。それでいじめをやめた人もいるはずなので、全く効果がないという訳でもなさそうです。

学校に、カウンセラーやいじめ相談所などを今よりも増やすというのはいじめをなくす方法の一つではないかと私は考えています。いじめたり、いじめられた原因、そしてその時の気持ち、その人が今まで周りに言えなかったことを吐き出せるような環境も大切だと思います。

では一体どこからがいじめなのでしょう。悪ふざけやちょっとした喧嘩はいじめのうちに入らない、相手を傷つけたらいじめだと私は思っています。普通に通って過ごしていれば、いじめは大きくなるかと分かります。ものです。それこそ自殺をします。生憎時間は戻すことはできません。生憎時間は戻すことはできません。その前にちよっとした出来事でも止めてあげられる人や信頼できる人を見つかる

というのが大切なことだと思います。これがきつと二つ目の方法だと思えます。一人で抱え込むよりも、誰かに頼り、自分以外の考えを聞いたり、助けてもらったりすることで事が解決することもあるかも知れないからです。

三つ目は、「自分」というものをしっかりと持つこと。いつでも自分の考えがなければ、周りの人がどれだけ手を貸したり支えてあげたりしても意味がありません。そして楽ばかりを選んで生きようとしたくない。確かに今は自由な世の中にはなっています。でも自由というものは決して、楽なこと、好きなことばかりやるということではありません。面白くないことも、苦しいことも、自由に生きていくには必要なことだと思います。

もちろん、助けてもらってばかりではダメだと思えます。自分は大くさんの人に助けてもらっているのに、周りのことは知らん顔。そんなことをしていたら、いつか助けてもらえなくなってしまう。自分をどれだけ優先したとしても、周りに手を貸さないのはダメです。

もしかしたら、自分よりも辛い思いをしている人がいるかも知れません。そんなときは自分

が助けてもらったように、その人に手を貸してあげればよいと思えます。自分に余裕があるときはそうやって、周りに気を使ってみるのもよいかも知れません。

これらのことを頭に入れておけば、いじめはもちろん他の問題も少しは良くなったりするのではないのでしょうか。良くしようと考えたり努力すること、それが「いじめ」をなくす第一歩だと私は思います。

【滝川地区大会奨励賞】受賞

『いじめ』

赤平中央中学校3年

大須田 理乃さん



私は最近のニュースを見ていじめによる自殺が多いと感じました。どこからどこまでがいじめなんだろう。いじめに年齢制限はあるのだろうか。

私は実際にいじめを受けたことも見たことはありません。し

かし現在日本ではたくさんいじめがたたくさんのところで行われています。誰にも相談できずにいっぱいいっぱいになり自殺する人もいます。そんなニュースが毎日のように放送される中、いじめは一向に減りません。なぜでしょう。それはいじめている側が自分のやっていることが相手を傷つけているということに気づいていないからだだと思います。軽く言った一言で相手が死にたくなる程、傷ついているかも知れない。常にこういう風に言ったら相手はどう思うのかを気をつけてみたら少しは変わるのではないかと思います。どこからどこまでがいじめなのか。それは相手次第です。相手がいじめだと思った時点でそれはいじめになるのです。

そこでいじめられている側がいじめだと思った時にどうすれば良いのか。自分だけの解決が無理なら誰かに助けを求めたいの。と聞いたり見ている側は思つかもしれないけどいじめられている側は誰かに言えればまたやられると思って言えないと考えているのではないのでしょうか。だから言えなくて一人で抱え込んで最終的に「自殺」というような悲しい選択になって

しまうのではないかと私は考えています。

またこれが大人の場合になるとどうなるのでしょうか。子どもよりたくさん知識をもち頭を使える大人のいじめはどんなものなのでしょう。

私はテレビや本で見たことがあります。それは直接的にやるものではなく、間接的に外堀から埋めるというような感じのものでした。仕事場でターゲットを見つけてその人の悪口をうわさにして仕事場にいづらへしたりするいじめです。大人は子どもと違って単純じゃないので子どものいじめより複雑です。大人にも気が弱く何も言えない人もいます。だからいじめに男女、大人、子どもは関係がないと思います。

いじめられるきつかけとは何でしょう。調べてみると、きっかけは容姿、性格、家庭環境などいろいろありました。

容姿では、太っていたりすること、性格のことでは、気が弱かったりすること、家庭環境では、貧乏だったり、そんな理由でからかわれ、エスカレートしていじめに変わっていきます。

最近のSNSでのいじめも増えています。SNSは気軽にメッセージを交換でき、すぐ便利ですが、また、タイムラインやTwitterといったもので友だちの今日の出来事やささいな気持ちなどをすることもできます。その便利なSNSでいじめが行われていることがあります。みんなが見れるところに特定の人の悪口を書いたり、みんなが見てわかりやすくその人についての秘密をばらしたり、そんなことが行われています。すぐ便利で良いものなのにそういうことに使われると良くないものかと思えます。実際に、私の親もTwitterはいじめがあったりするのでダメとやらせてくれなかったりします。便利で使いやすいSNSでそんなことがおこるのはすく嫌です。

このようにいじめをなくするにはどうしたら良いのでしょうか。それは、周りの人が声をかけてあげることです。でも声をかける側も相当勇気がいります。声をかけることによって次は自分がいじめられるかもしれない。そんな風に思っているだけの人も少なくはないと思います。でも一人言うのが怖ければ、多人数でいけばいいのです。そんな解決法でいじめが減っていくといいなと思います。

第65回社会を明るくする運動作文コンテスト

札幌地方推進委員会

1,205作品の中から見事優秀賞に輝きました。

「社会を明るくする運動」

ぼくは、社会を明るくするためには、やはり大人がしっかりしなければいけないと思います。その中でさらにしっかりしなければいけないのは子どもをもつ大人です。犯罪や非行にはしてしまいう子どもに問題があるのはたしかですが、その犯罪や非行にはしてしまいう子どもがすべて悪いとはぼくは思いません。なにかしら、その親にも問題があったと思います。子どもは、自分より上の人をまねて育っていくと思います。さらに自分の一番身近な親を一番まねしやすく、まねしなければならぬ存在です。その親が子供の前でまねがた行動をする。それを子どもがまねする。当然だと思えます。学校でもよく言われます。

「下級生の手本にならぬこと。」
上級生と下級生を親と子どもにおきかえただけで小学校からおそわってきたことだと思えます。そういう家庭を築かないのが一番だと思えます。今まで犯罪や非行にはして子ども親について書いてきましたが、やはり、一番大切なのは自分だと思えます。ぼくの今の国語の先生がこんな言葉をおしえてくれました。

「心が変われば、態度が変わる。態度が変われば、行動が変わる。行動が変われば、習慣が変わる。習慣が変われば、人格が変わる。人格が変われば、運命が変わる。運命が変われば、人生が変わる。」
ぼくの今の国語の先生が考えたわけじゃなく、ど



赤平中学校2年 高橋 諒 希 さん

この高校の先生が考えたと言っていました。ぼくはその通りだと思えます。心を変えるのは自分しだいだと思つし、そこからいろいろ変わっていく。最終的には人生が変わると書いてあり、ぼくはこゝろにいい言葉あったのか。と思いました。

もうひとつ自分を変えるには、夢を持てばいいと思えます。ルーキーズというドラマで不良たちの心を変えていく教師が「夢をもて。」と言っていました。夢をもっていたら、その夢を実現するために、勉強したり、練習したりするわけだから、犯罪や非行などをやるひまなどない。ぼくもそう思っています。ぼくも野球を部活でやっていますが、「一試合でも多く勝ちたい」という夢の実現に向けて日々練習をしています。ひまがまったくありません。なので、犯罪や非行にはしてしまいう人には夢をもってもらいたいと思えます。

最近、ニュースで人を殺したというニュースをよく耳にします。ぼくは人を殺す前に話し合いなどしたのかと思えます。そこでどっちが悪いかなど決着がつかない場合は、裁判で決着をつけたいと思えますが、そう簡単にはいかないのかわかりません。

とにかく、犯罪や非行にはしないようにするために、大人、特に親ががんばり、夢をもつことが大切だと思います。もし、罪をおかしたとしても、人生は長いので何度でもやりなおせると思えます。

除雪排雪にご協力を！

市では、冬期間の快適な生活を守るため、除排雪作業を行っています。降雪・積雪・雪質などの状況により、除雪後、皆さんの玄関前・車庫前の残雪量が多かったり、道路幅が狭くなったりすることがありますが、ご理解のほどよろしく願います。



車道・歩道に雪を出さない

除排雪作業前に道路へ雪を出すことは大変危険ですし、除排雪作業の妨げにもなりますのでおやめください。

また、除雪後に自己所有地の雪を車道や歩道に出すと、道路幅が狭くなります。通行の障がいや交通事故の原因にもなるので、**道路に雪を絶対に出さない**でください。雪は敷地内で処理するか、指定された雪捨場へ運んでください。

路上駐車は絶対にしない

除雪作業で特に支障になるのが路上駐車です。道路上に駐車しているたった1台の車のために作業ができず、近所の皆さんや町内会に大変な迷惑をかけることがあります。

「路上駐車は絶対しない！させない！」ようにご協力ください。

除雪車などに近づかない

除排雪作業は安全第一で行っていますが、作業車両に近づくことは大変危険です。特に小さなお子さんには、「除雪車に絶対近づかない」よう、各家庭でお話しくださいますようお願いいたします。

玄関先の雪は皆さんの手で

市では、より多くの地域を効率よく除雪しなければなりません。そのため、除雪後の玄関や車庫前の残雪は皆さんの手で取り除くようご協力ください。

路上に物を置かない

のぼり旗用コンクリート台、ごみステーション（金網）など、車両を車庫に入れるための鉄板などが雪におおわれて判別できず、除雪車と接触して破損することがあります。弁償責任は負いかねますのでご注意ください。

深夜作業にご理解を

通勤通学時までには除雪作業を完了させるため、深夜から早朝にかけて作業を行っています。騒音などでご迷惑をおかけしますがご理解願います。

問合せ
市道

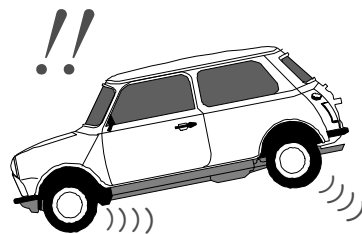
市役所 土木係
☎ 32-1821
除雪センター
☎ 32-1216

国道 道道

札幌建設管理部滝川出張所
☎ 22-3434
北海道開発局滝川道路事務所
☎ 22-4147

シカの急な飛び出しに注意！！

シカと車が衝突する交通事故が多数発生しています。
(生活環境交通係)



▷シカは群れで行動する習性があります。1頭だけでなく、連続して飛び出すことがありますので、道路わきにシカを見つけたら減速してください。

▷特に夜間の走行には注意が必要です。対向車がないときは、ライトを遠めにして早めの発見に努め、事故にあわないように注意してください。

▷シカは自動車のライトや走行音、クラクションなどに驚いて立ち止まることがあります。また、道路上にいるシカは動作が鈍くなります。ドライバーはシカが逃げてくれるだろうと思わずに、シカの習性などをよく理解し、交通安全に努めましょう。

自己負担を軽減!「高額介護合算療養費」

高額介護合算療養費とは…

・「医療」と「介護」の両方を利用している世帯の自己負担を軽減する制度です。

8月から翌年7月までの1年間で、同じ世帯の被保険者が「医療」・「介護サービス」を利用し、自己負担額の合計(医療+介護)が下記の表の基準額(限度額)を超えた場合、申請をすると超えた額が高額介護合算療養費として、医療保険及び介護保険から支給されます。

70歳から74歳までの国民健康保険加入世帯と、後期高齢者医療加入世帯

所得区分		限度額
現役並み所得者 (上位所得者)		67万円
一般		56万円
住民税 非課税世帯	区分Ⅱ※1	31万円
	区分Ⅰ※2	19万円



支払った金額が限度額を超えた場合支給されます。



※1 世帯全員が住民税非課税である方

※2 世帯全員が住民税非課税であり、世帯全員の所得が0円(公的年金収入のみの場合、その受給額が80万円以下)、または老齢福祉年金を受給している方

70歳未満を含む世帯

所得区分	国民健康保険+介護保険 (70歳未満を含む世帯)
ア(901万円超)	176万円
イ(600万円~901万円以下)	135万円
ウ(210万円~600万円以下)	67万円
エ(210万円以下)	63万円
オ(住民税非課税)	34万円

【申請手続き】

平成26年度分(平成26年8月1日から平成27年7月31日まで)の期間について支給対象となる方には、申請のご案内をします。

～お願い～

医療保険(後期高齢者医療含む)では、所得状況により負担区分が決定されますので、収入の有る無しにかかわらず市役所税務課にて収入の申告を行ってください。

問合せ 医療保険係 ☎32-2214

国民年金と口座振替

口座振替を利用しましょう

保険料が自動的に指定された口座から引き落とされるので、金融機関などに行く手間が省けるうえ納め忘れもなくとても便利です。

■口座振替による割引

まとめて前払い(前納)すると、割引が適用されるのでお得です。

①当月末振替(早割)

※本来の納付期限よりも1ヵ月早く口座から振替する方法です。

②6ヵ月前納(4~9月分、10月~翌年3月分)

③1年前納(4月~翌年3月分)

④2年前納(4月~翌々年3月分)

■申込みに必要なもの
年金手帳などの基礎年金番号がわかるもの及び通帳と金融機関届出印

■手続き場所
各金融機関または年金事務所

※平成28年度の1年前納、2年前納及び6ヶ月前納上期分(4月~9月分)は、平成28年2月末までにお申込みください。

国民年金はきちんと加入、
しっかり納付を

日本に住む20歳から60歳未満の

すべての人は国民年金に加入し、保険料を納めることになっています。

国民年金は、老後の生活保障だけでなく、万が一、病気やケガで障がいが残ったときや、一家の働き手が亡くなったときなど、あなたやあなたの家族を守ってくれます。ただし、加入の届出や保険料の納め忘れがあると年金が受けられないこともありますので、「あの時に」と後悔する前に、国民年金に加入しましょう。加入の手続きは、市役所または年金事務所へおたずねください。(20歳前に就職して厚生年金などに加入中の方は、加入手続きは不要です。)

学生の方や収入が少なく保険料の納付が困難な方は、「学生納付特例」や、「若年者納付猶予」など保険料の支払いを猶予する制度がありますので、市役所などで国民年金の加入手続きと併せて申請してください。また加入後は、年金事務所から送付される「納付書」で、金融機関、お近くのコンビニエンスストアなどでお支払いください。

問合せ

戸籍年金係 ☎32-1823
砂川年金事務所 ☎52-2144



さわやか



妊娠届出時の マイナンバー 利用について



H28年1月以降の妊娠届出において、妊婦さんご本人のマイナンバー提示が必要となります。届出の際には本人確認(妊婦さんご本人のマイナンバー確認と身元の確認)をさせていただきますので、下表をご確認のうえ、ご持参ください。

【妊婦さんご本人が届出する場合】

個人番号カードを持っている場合	個人番号カードのみをご持参ください。 (個人番号カードでマイナンバーと本人確認が可能です)	
個人番号カードを持っていない場合	番号通知カードまたはマイナンバー記載の住民票の写しなど	マイナンバーの確認のため
	※運転免許証またはパスポートなど (写真付の身分証明書をお持ちでない場合は健康保険証、年金手帳など2点)	本人確認(※)のため

【代理の方が届出する場合】

- ① 妊婦さんご本人のマイナンバーを確認できるもの
- ② 妊婦さんご本人の身元確認できる書類(※と同様)
- ③ 代理人の身元確認できる書類(※と同様)

献血車ひまわり号がやってきます!

日程	場 所	時 間
3月2日(水)	赤平市役所	10:00~12:30
	あかびら市立病院	14:00~16:30
3月3日(木)	ふれあいホール前	10:00~11:20
	平岸病院	12:30~14:00
	コープさっぽろあかびら店	15:00~16:30



献血車ひまわり号が左記の日程で市内を巡回します。皆様のご協力をお願いします。

献血をすると後日、血液検査結果が郵送されるので、定期的な健康管理ができます。この機会に、献血で健康チェックをしてみませんか。

元気がみつかるところ 「ほろカフェ」

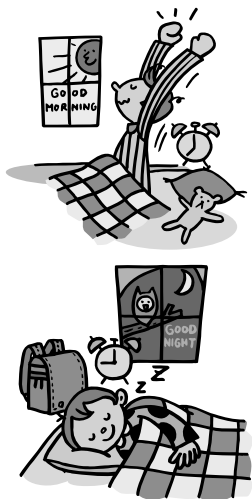
「工房赤平虹の架け橋」の通所者がカフェスタッフをつとめている、だれもが気軽に参加できるコミュニティカフェです。手づくりスイーツを味わいながら健康について楽しくお話ししませんか。

日 時	2月18日(木) 14:00~16:00
場 所	あかびら市立病院 かあさん食堂「ほらん亭」
テーマ	健康DVD鑑賞「各地の認知症対策」、健康について語ろう

今月の お知らせ

近年、子どもたちの生活習慣の乱れが学習意欲、体力、気力の低下の要因の一つとして指摘されています。赤平市の3歳児健診(平成26年度)では、約3割のお子さん(10歳以降)に就寝していません。また、平成27年度全国学力・学習状況調査では、「毎日同じくらいの時刻に就寝している」「どちらかといえばしている」赤平市の小学生・中学生の割合は、北海道・全国に比べるとやや低い傾向です。

睡眠は記憶の整理や定着とも関連しているため、睡眠不足は小学校以降の学力の低下につながります。成長期に睡眠が不足すると、ホルモンのバランスが崩れることから小児肥満を引き起こしたり、脳の機能を低下させ、やる気やイライラなど感情をコントロールする力や人の気持ちを理解する力を低下させる



とともに、気分が落ち込みやすくなったりします。必要な睡眠時間は幼児期で11〜12時間、小学生で9〜11時間と変わっています。子どもが眠たくなるのを待つのではなく、昼夜の区別がつき始める生後4カ月を過ぎたら大人が意識して生活リズムを整えましょう。小学校低学年までは遅くても夜9時までに布団に入る習慣づけを。十分な睡眠時間を確保し、自然に目覚め、自分で起きる習慣をつけていきましょう。

「早寝早起き朝ごはん」が 子どもの未来をつくれます！

睡眠が心を強くし、頭をよくする

～早寝早起きのためのポイント～

①まずは早起き+外遊び(運動)

いきなり早く寝るのは難しいので、まず早起きからはじめましょう。楽しいこととドッキングさせて早起きさせるとぐずらず起きられます。昼間はたっぷり外遊びをさせてください。幼児の場合、お昼寝は15時くらいまでにして、長くならないように注意しましょう。

②暗く静かな環境を作る

テレビ、ゲーム、パソコンやスマホなどの画面から発せられる光の刺激は、体内時計を夜型化させ、睡眠の質を低下させます。寝る30分〜1時間前には消すように心がけましょう。

③毎日同じ時間、同じ流れで眠るようにする

同じ時間に夕食を食べ、入浴し、テレビを消して寝室に移動するというように、毎日同じ時間に同じことを繰り返すことで、脳に眠くなるサイクルができてきます。起床時刻、就寝時刻、食事時間が一定になると、脳の働きがよくなります。

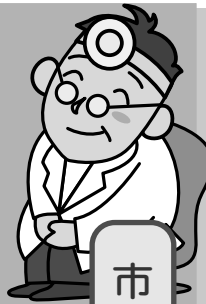
④平日と土日の睡眠リズムをずらしすぎない

平日と比べて休みの日に2時間以上起きる時刻が遅くなっているのは平日の睡眠時間が不足している証拠。起床時刻を遅くすると、脳で記憶している毎日起きる時間が狂ってしまい、平日もうまく睡眠が取れなくなってしまいます。平日と休日での起床時刻や就寝時刻が大きくずれないようにして(1時間のずれ程度に心がけて)、体内時計のリズムを保ちましょう。

●市立病院外来診療日程●

○…午前・午後とも診療
△…午前のみ診療
×…午後のみ診療
…休診

内科	整形外科	外科	産婦人科	皮膚科	泌尿器科	耳鼻咽喉科	小児科	眼科	月
○	×	△	休診	×	△	×	○	○	火
○	□	△		△	×	△	○	×	水
○	△ 第2週	○		×	□	×	△	×	木
○	○	△		×	△	×	○	×	金
○	×	△ 第4週		×	×	△	○	○	



市立病院の診療日程

医療



コーナー

泌尿器科外来からのお知らせ

■都合により、2月22日(月)・3月23日(水)は休診とさせていただきます。
ご迷惑をおかけいたしますが、よろしくお願いいたします。

市立病院スタッフ募集のお知らせ

募集職種及び人員

新たに

- 病棟看護助手(嘱託職員)を募集いたします。
(平成28年4月採用)
- ・介護福祉士の資格を有する方 160,000円(月給)
- ・資格をお持ちでない方 152,000円(月給)

引続き

- 病棟看護助手(臨時・パート)も募集しています。
 - ・介護福祉士の資格を有する方 1,010円(時給)
 - ・資格をお持ちでない方 989円(時給)
- ※時給につきましては平成28年4月からのものです。

- ▶救急外来専従者(臨時職員/看護師・准看護師)
- ・夜間当直 1,600円(時給)
(1回の夜間当直につき23,200円)
- ・日直(土日/祝日) 1,600円(時給)
(1回の日直につき12,000円)
- ▶看護師・准看護師(嘱託・臨時・パート) …若干名
(病棟・外来・透析勤務)

問合せ
あかびら市立病院管理課 ☎32-3211(内線406)

※初診の方、及び診療券カードをお忘れの方の受付は8時からです。土曜日、日曜日、祝日は休診です。

午後				午前
15時00分～16時00分	13時00分～15時00分	13時00分～14時30分	13時00分～15時30分	7時45分～11時30分
小児科	内科・外科・整形外科	眼科	泌尿器科	全科

再来受診機

平日の受付時間

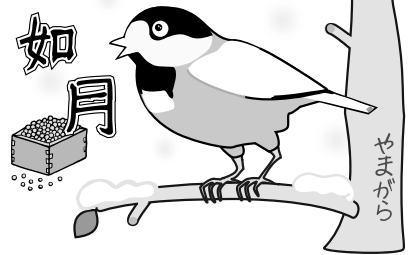
歯科

28日(日)	21日(日)	14日(日)	11日(祝)	7日(日)	2月
スマイル歯科(滝川市) ☎74-5028	田中歯科医院(芦別市) ☎0124-22-8700	はぎわら歯科クリニック(芦別市) ☎0124-22-5858	さとう歯科医院(砂川市) ☎53-3710	神山歯科医院(赤平市) ☎32-2575	病・医院名

歯科診療時間 午前9時から正午まで

休日診療

お知らせ



行政・公共

Public

① こんばんは市長室

昼間働いている方や大勢の中で話すことが苦手な方、直接市長とお話ししたい方などのために「こんばんは市長室」を開設しています。

日ごろ、まちづくりについて感じていることなど、市長と一緒に考えてみませんか。
対象者 市内に居住されている方、または市内の企業に勤務されている方。
日時 2月22日(月) 18時～(変更になる場合があります)
 ※懇談時間は1人30分としておりますのでご了承ください。
受付 2月1日(月)～8日(月)

申込み・問合せ
 広報広聴係 ☎ 32-18334

② 定期行政相談

毎日の暮らしの中で、行政について苦情、要望、意見はありませんか。行政相談の対象となる業務は、国の行政機関、特殊法人(JRやNTTなど)の業務、年金、登記、道路、河川、郵便、窓口サービスなどの業務です。相談は無料で秘密は厳守します。口頭、電話、手紙での相談にもおこなえます。気軽に越してください。

日時 2月17日(水) 13時～16時
会場 市産業研修ホール2階 (総合体育館横)

行政相談委員

堀口 妥氏・北村 則子氏
問合せ 生活環境交通係 ☎ 32-22215

③ 無料法律相談会

無料法律相談会を開催します。訪問販売で高額商品を買わされたけど解約したい…。隣と敷地のことでもめているので何とかしたい…。借金を整理したい…。などなどお気軽にご相談ください。

日時 2月2日(火) 歌志内市・上砂川町
 村田 雅彦 弁護士

◆ 2月9日(火) 赤平市
 丸山 健 弁護士

◆ 2月16日(火) 歌志内市・上砂川町
 富岡 俊介 弁護士

◆ 2月23日(火) 赤平市
 本多 良平 弁護士

赤平会場 市コミセン別館 (商工会議所となり)

開催時間

▼ 赤平市・歌志内市(10時～12時)
 ▼ 上砂川町(13時30分～15時30分)

申込み・問合せ
 生活環境交通係 ☎ 32-22215
 歌志内市役所 ☎ 42-3211
 上砂川町役場 ☎ 62-2011

④ サイレン吹鳴テストの実施

サイレン工事確認のため吹鳴しますので、火災とお間違えないようご注意ください。

日時 2月15日(月) 12時

場所 消防署・分団詰所(茂尻・平岸・文京)、幸町子局

問合せ 赤平消防署 ☎ 32-3181

生活 Life

① **マイナンバー制度にからむ詐欺にご注意ください**

マイナンバー制度に便乗した不正な電話、メール、手紙、訪問などには十分注意してください。

不審に思うことがありましたら、相談窓口をご利用ください。
 ≪不審な電話などに関する相談≫
 ・ 赤平市消費生活相談室 ☎ 32-18333
 ・ 警察 相談専用電話 ☎ #9110

≪マイナンバー制度の相談≫

・ 総合フリーダイヤル ☎ 0120-950178
 ・ 通知カード、個人番号カードについて
 ☎ 050-3818-1250
 ・ その他のお問合せについて ☎ 050-3816-9405



⑤ 2月7日は「北方領土の日」

北方領土は、私たちの祖先が心血を注いで開拓した日本固有の領土です。北方領土返還実現に向けてご協力をお願いします。



司法書士中根事務所

◆ 業務内容 ◆
 登記相談・法律相談(※)・不動産登記(相続・売買その他)・商業登記・成年後見・債務整理・裁判所提出書類の作成・簡易裁判所訴訟代理(※)(※)は請求額140万円以下の民事に関するものに限られます。

同一案件につき初回の相談は無料です。

司法書士 中根 大 電話 0125-74-5550
 赤平市東文京町2丁目4番地2
 ブログ: <http://ameblo.jp/shihoushoshi-dai-nakane>



あなたの悩みに

すべての相談の相談料が **無料**になりました。

コタエを出します

相談予約ダイヤル

0125-22-8373

平日 10:00～16:00(12:00～13:00を除く)
 土曜 10:00～13:00

札幌弁護士会 中空知法律相談センター

① 水道メーター付近の除雪を
お願ひします

◆適切な水道メーター検針を行うため、メーター付近の除雪や物を置かないなどのご協力をお願ひします。

※積雪のためにメーター検針ができなかった場合、推定水量(過去6カ月の平均水量)で請求することがあります。

◆水道凍結事故が多発する時期です。長期で留守にするとき、外気温がマイナス4度以下になるときは注意が必要です。水落としを行いましょ。

◆料金のお支払いは、便利で簡単な口座振替をお勧めします。※手続きは一度だけです。「預金通帳」「通帳の届出印」「最近お支払いになった上下水道料金領収書」を持参のうえ、市内金融機関で手続きしてください。
問合せ 上下水道課
☎32-2218

② 市民行事 event
冬休み！オリジナル
イラスト・絵画展

市内の小中学生が冬休み中に「これがイチバン！」をテーマとして描いたイラスト・絵画展を

開催します。
展示期間 2月6日(土)～12日(金)
(12日は正午まで)

展示場所 東公民館1階ロビー
問合せ 東公民館☎33-7537

③ ブックスター事業
「はじめての絵本」

赤ちゃんへの読み聞かせや年齢にあつた絵本の紹介に関するお話をします。読み聞かせのお悩みも伺います。また、図書館スタンプがお子さんと楽しく遊びます。

日時 2月26日(金)10時30分
会場 図書館2階

対象 0歳から2歳までの乳幼児とその保護者(定員6組)

申込み締切 2月24日(水)
申込み・問合せ
図書館 ☎32-2224

④ まちなか公民館講座
「終活講座」

判断力が衰えたら、暮らしと財産をどう守りますか。

① 成年後見人制度勉強会
日時 2月15日(月)18時

講師 熊谷仁美氏(NPO法人中空知成年後見センター理事長)

② エンディングノートの書き方
日時 2月22日(月)18時

講師 今野良紀氏(終活協会カウンセラー)
①②共通

会場 市コミセン別館
(商工会議所となり)

参加費 無料
定員 各30名

※エンディングノートは用意します。

主催 NPO法人市民活動支援センター
申込み 東公民館☎33-7537

⑤ 募集 RECRUIT
奨学生の募集

保護者が市内に居住し、高校・大学などに進学及び在学中の方に奨学資金の貸付けを行います。
貸付金額(月額)
○高等学校生：8千円
○高等専門学校生：1万円(公立)、1万5千円(私立)

○短期大学・大学生：1万5千円(公立)、2万円(私立)

返済期間 卒業後10年以内
申請書交付期限 4月15日(金)

申請書受付期限 4月20日(水)
申請書類などは学校教育課で交付します。

●提出書類を参考に選考します。

●市税などを滞納、または特定滞納者などに認定されている

世帯の方は貸付けできません。
●高等専門学校は、道内では函館・苫小牧・釧路・旭川の工業高専4校のみで、他の専門学校(専修学校)は対象外です。
申込み・問合せ 学校教育課
係 ☎32-1822

⑥ 自衛官の募集

防衛省では、平成27年度自衛官候補生、平成28年度幹部候補生の募集を行っています。

○自衛官候補生 男子
資格 18歳以上27歳未満の方

受付期間
各試験日の1週間程度前まで

試験日
第7回 2月20日(土)、21日(日)(予定)

第8回 3月6日(日)(予定)
※採用計画数に達した時点で、以降の試験を実施しない場合があります。

○幹部候補生(一般、歯科・薬剤科)
資格 22歳以上26歳未満の方

(20歳以上22歳未満の方は大卒、見込みを含む)

受付期間
3月1日(火)～5月6日(金)

試験日
一次試験 5月14日(土)、15日(日)

二次試験 6月14日(火)～17日(金)
問合せ 自衛隊札幌地方協力本部
滝川地域事務所☎22-2140

K&M Law初回相談料無料.....

相続問題、離婚、借金問題、交通事故などの個人の問題から企業経営に関する法務まで、様々なご相談をお受けしています。初回相談無料です。お気軽にご相談ください。

どんなことでもお気軽にご相談ください(電話予約制:平日9時から18時) 初回相談料無料 (滝川事務所) 滝川市花月町1丁目1番10号 TEL.0125-23-8455 http://www.kmlaw.jp 札幌弁護士会所属 弁護士法人 小寺・松田法律事務所

◆ 毎月第3土曜日 午後1時から4時まで休日相談開催中 ◆ (土曜日相談の受付は前日まで)



河川愛護モニター募集

河川の整備、利用、環境に関する地域の要望を把握し、地域との連携を進めるとともに、河川愛護思想の普及啓発と適正な維持管理に役立てるため、「河川愛護モニター」を募集しています。

【応募資格】
満20歳以上、健康で、空知川に接する機会が多く、河川愛護に関心をお持ちの方。

【業務内容】
日常生活の範囲内で知り得た近隣の方などからの要望、河川環境、河川利用における危険箇所、ごみなどの投棄、河川の流氷や施設などの異常、その他の地域情報などを月1回報告。

【区間名・モニター区間】

市営住宅入居者の募集	
募集戸数	<ul style="list-style-type: none"> ■シルバーハウジング(幸) ■特公賃住宅(单身者・東大町) ■その他市営住宅若干戸 応募者多数の場合は抽選となります。
家賃	世帯の収入によって決定
受付期間	2月1日(月)～9日(火)
問合せ	住宅係 ☎ 32-1820

空知川1 豊橋下流0.25kmから虹かけ橋上流0.8kmまで。

【任期】 5月1日～10月31日

【募集人数】 1名

【報酬】 月額4,000円(予定)

【応募方法】

メール、FAX、はがきのいずれかに①区間名②氏名③生年月日④年齢⑤職業⑥郵便番号⑦住所⑧電話番号⑨応募動機を明記のうえ、応募してください。

【応募締切】 3月4日(金)必着

【選考結果】 応募者に通知
申込み・問合せ

北海道開発局札幌開発建設部
公物管理企画課企画係
☎ 011-611-0328
☎ 011-618-4369
メール sp-kokanki@ml.mil.go.jp

〒060-8506 札幌市中央区北2条西19丁目

平成28・29年度 国有林モニター募集

国有林の役割や現状をご理解いただくとともに、幅広い意見を把握して国有林の管理経営に役立てるため、平成28・29年度の「国有林モニター」を募集します。

【応募資格】

北海道にお住まいで、国有林に関心のある満20歳以上(平成28年4月1日時点)の方。

※国会・地方議会議員、地方公共団体の長、常勤の国家公務員、林野庁OB、森林・林業担当の自治体職員及び平成26・27年度の国有林モニターは除きます。

【依頼内容】

道営住宅入居者の募集	
募集戸数	<ul style="list-style-type: none"> ■文京団地 3LDK 4戸 ■豊丘南団地 3LDK 1戸 2LDK 1戸 2DK 1戸 ※豊丘南2DKのみ单身者の入居可。 ※宮下団地も空き有り。随時受付中。
家賃	世帯の収入によって決定
受付	期間 2月18日(木)～19日(金) 9:00～18:30 2月20日(土) 9:00～17:00 ※印鑑と世帯全員の収入を証明するものをご持参ください。
	場所 交流センターみらい研修室3
抽選	日時 2月23日(火) 10:00～
	場所 交流センターみらい研修室3
問合せ	MMS マンションマネージメントサービス(株) (8:45～17:30 土日祝日を除く) ☎ 23-3071

● 国有林や森林・林業に関するアンケート調査への回答
● 会議、現地見学会への出席(規定に基づき交通費支給)
● 国有林の管理経営に関する意見・提言などの提出

※林野庁や森林管理局の広報資料を定期的にお送りします。

【依頼期間】 平成28年4月～平成30年3月(2年間)

【募集人数】 48名

【応募方法】
メール、FAX、はがきのいずれかに①氏名(ふりがな)②性別③住所(郵便番号)④生年月日・年齢⑤職業⑥電話番号⑦モニターを知ったきっかけ(○○新聞、○○のホームページ、広報あかびらなど)⑧応募理由(100字程度)を明記のうえ、応募してください。

【応募締切】 2月26日(金)必着

【選考結果】
依頼者には3月末までに依頼状を発送してお知らせします。

申込み・問合せ
林野庁北海道森林管理局企画課 国有林モニター担当
☎ 011-622-5228
☎ 011-622-5194
メール h_kikaku@rinya.mil.go.jp
〒064-8537 札幌市中央区宮の森3条7丁目70

ペット霊園・火葬

ねむのんの森

1月4日より、従来通り営業を再開しました。休業中は、御不便・御迷惑をお掛けしましたが、従前同様、御愛顧の程をよろしくお願い申し上げます。

営業時間：10:00～17:00
(電話24時間対応)

赤平市幌岡町367番地1 TEL (0125) 32-1111



調理師・調理員募集

【業務内容】 医療・福祉施設での食事提供業務です。


【就業場所/勤務時間】 (基本1日8時間勤務 短時間パート、短日勤も応相談)
①赤平市錦町2丁目6番地(福祉施設)
5:00～14:00(8h)、9:30～18:30(8h)

【給料】 調理師：170,000円～200,000円(月給日給)
調理員：145,000円～165,000円(月給日給)

まずはお問い合わせ下さい
日清医療食品株式会社 北海道支店
(求人受付担当宛)

0120-032-055

デュークエイセス



感謝還暦 結成60周年記念コンサート

結成60周年を迎えたデュークエイセスが赤平にやってきます。当日は「デュークエイセス赤平合唱団」と「赤平中央中学校合唱部」も一緒に歌います。美しいコーラスをお楽しみください。

日時 2月14日(日) 開場 13:30 開演 14:00
会場 交流センターみらい
チケット前売り(当日500円増)
 自由席 2,500円 家族券 3,000円(2人まで) 学生券 1,000円
問合せ デュークエイセス赤平公演実行委員会 ☎ 23-6330
共催 赤平市教育委員会 NPO法人アートステージ空知(公財)北海道文化財団

赤平市職員の募集

【職種及び募集人員】

保育士及び幼稚園教諭

…若干名

【採用予定年月日】

平成28年4月1日

【応募資格・試験区分】

平成3年4月2日以降に生まれ、保育士資格及び幼稚園教諭免許の両方を有する方(見込みを含む)

平成3年4月2日以降に生まれ、保育士資格及び幼稚園教諭免許の両方を有する方(見込みを含む)

※赤平市職員となつた場合、赤平市内に居住できる方

【第一次試験】

日時 2月28日(日) 9時受付

会場 赤平市役所3階第1会議室(予定)(泉町4丁目1)

試験内容 教養試験・小論文

結果通知 3月上旬(予定)に文書で通知します。

【第二次試験】

日時 3月上旬(予定)

試験内容 面接試験

面接試験

合否通知 3月中旬(予定)に文書で通知します。

【受験の手続き】

受付期間 2月1日(月)～19日(金) 平日8時30分～17時(土・日・祝日を除く)

※申込書の提出は、代理人・郵送でも可能です。

※郵送の場合は2月19日(金)消印まで有効です。

提出書類

① 赤平市が交付する受験願書及び履歴書

② 最終学歴校の卒業(または見込み)証明書

③ 最終学歴校の成績証明書

④ 82円切手1枚・長形3号封筒(受験者の住所及び氏名を記載したもの)

※書類不備の場合は受け付けできません。

受験できない方

・成年被後見人及び被保佐人

・禁固以上の刑に処され、その執行を終えるまで、またはその執行を受けることがなくなるまでの方

・日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法またはその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、またはこれに加入した方

申込み・問合せ

赤平市役所総務課職員係
 〒079-1192

赤平市泉町4丁目1番地
 ☎ 32-2211(内線324)

臨時保育士の募集

保育士：1名

【雇用形態等】

期間 6カ月以内(更新もあり)

勤務場所 赤平市立保育所

賃金 時給1,010円(翌月15日支給)

勤務時間 7時から19時までの間の7時間45分

社会保険等 社会保険・雇用保険・労災保険に加入

応募資格 保育士資格を有する方(見込みを含む)

【申込み方法】

事前に臨時職員の登録が必要となりますので、登録申込書と履歴書に必要事項を記入のうえ、総務課職員係へ提出願います。

※詳細は次ページのお知らせをご覧ください。

※申込書・履歴書は市役所総務課で交付しています。市のホームページからもダウンロードできます。

問合せ 子ども未来・医療給付係

☎ 32-2216

子ども相談支援センター
 相談窓口のお知らせ
 保護者の皆さんへ

いじめ・不登校・体罰などの学校教育に関する悩み、子育て・しつけなど家庭教育に関する悩みなど相談してください。

● 電話相談 (無料、24時間対応)
 ☎ 0120-3882156

● メール相談
 token_sodan@nokkai-do-c.ed.jp

● 来所相談 10時～16時
 (土日・祝日、年末年始は休み)

子ども相談支援センター
 (道庁別館8階)

電話相談で予約してください。

産業振興人財育成講演会

「企業間・企業内における対人コミュニケーションについて」

講師 鈴木有香氏(早稲田大学 学招聘研究員)

日時 2月26日(金)

18時開場、18時30分開演

会場 交流センターみらい

参加費 無料

問合せ 赤平市産業振興企業協議会事務局(市商工労働観光課)
 ☎ 32-1841

**平成28年度臨時職員の
採用候補者登録**

【登録条件】

原則として市内居住者の中で、登録申込み時現在、職務遂行上支障のない良好な健康状態である求職中の方。

※障がい者の方の登録も受け付けております。

【業種】 事務補助など

【雇用形態等】

期間 6カ月以内(更新もあり)

勤務場所 市役所ほか各公共施設

賃金 時給(金額は業種により異なります)

翌月15日に支給

社会保険等 雇用形態により社会保険(健康保険・厚生年金・雇用保険・労災保険)に加入

【登録期間】

平成28年2月1日(月)

～平成29年3月31日(金)

【登録方法】

総務課で交付した指定の登録申込書と履歴書に必要事項を記入のうえ、総務課職員係へ提出願います。

※申込書・履歴書は市のホームページからもダウンロードできます。

※現在、登録されている方も新たに登録が必要です。

【採用方法】

登録された方の中から必要に応じ、書類選考及び面接のうえ採用します。

※受付順の採用ではありません。

また、採用人数の関係などで、登録いただいても採用がない

場合もあります。

問合せ 職員係 ☎32-2211

スキー講習検定会

■開催日

① 2月7日(日)ジュニア・級別

② 2月21日(日)ジュニア・級別

③ 3月6日(日)ジュニア・級別

④ 3月13日(日)ジュニア・級別

⑤ 3月27日(日)級別

■会場 かもい岳スキー場

■受付場所 東側ロτζジ4階

■スケジュール

受付 8時45分～

講習会 9時45分～(2時間)

検定会 13時～

【テクニカルプライズ講習・検定

■開催日

3月19日(土)講習、20日(日)検定

※テクニカルプライズの詳細・

スケジュールなどは問合せ先

にご確認ください。

問合せ かもい岳スキー連盟

事務局 ☎42-2772

善意

Charity

ありがとうございます

【愛真ホームへ】 敬称略

◆小蔵みよの(豊丘町) あて布

◆堺トシ子(字赤平) あて布

◆新町・末広・本町町内会婦人部 あて布

◆江代弘(平岸西町) あて布

◆赤平市更生保護女性会 あて布

◆門脇治郎(字赤平) あて布

※あて布が不足していますので、

使わなくなったタオルなどが

ありましたらご寄贈願います。

問合せ 愛真ホーム ☎32-2884

「必ずチェック 最低賃金！ 使用者も、労働者も」

北海道最低賃金

最低賃金額 時間額 **764円**

平成27年10月8日発効

北海道内で事業を営む使用者及びその事業場で働くすべての労働者(臨時、パートタイマー、アルバイト等を含む。)に適用されます。



今月のかわいい
おともだちを
紹介します！

おくやまはるとくん
(3歳1カ月)



今月のかわいい
おともだちを
紹介します！

すどうきよまさくん
(2歳6カ月)

1月号掲載 すどうきよまさくんの年齢に誤りがありました。お詫び申し上げます、あらためて掲載します。

**図書館
今月の**



『櫻子さんの足下には
死体が埋まっている ①～⑧』
太田紫織 著 KADOKAWA

一瞬ドキッとするタイトルですが、骨好きの風変わりなお嬢様と高校生の僕が、行く先々で事件に巻き込まれていくライトミステリーです。著者は札幌出身。舞台の中心は旭川。道内の風景や地元食材のことが描かれ、道民なら思わず「あるある」とうなずいてしまいます。中学生から大人まで楽しめます。



消防出初式



(1月10日)

今年一年の地域の安全を祈願し、防火・防災への決意と士気の高揚を図るため消防職・団員が一致団結し出初式が行われました。

新年交礼会



(1月6日)

新年交礼会が、交流センターみらいにて開催され、菊島市長・五十嵐副議長・西出会頭の鏡開きにより新年の幕開けを祝いました。

全市連合謝恩 大売出し抽選会



(1月8～9日)

特賞の千円札つかみ取りや、豪華景品などが当たる抽選会場(交流センターみらい)は、たくさんの人で、終日にぎわいをみせました。

地方創生住民説明会



(1月13日)

交流センターみらいにて、赤平市しごと・ひと・まち創生総合戦略(素案)の住民説明会が開催されました。

子ども会議



(1月15日)

市内の小中学校の児童生徒13名がコミュニティセンターに集まり、いじめのない明るい学校の実現に向けて話し合いました。

エルムハイツへ訪問



(12月15日)

赤平幼稚園の園児たちが、エルムハイツを訪問し、入居者のみなさんと踊りや歌で一緒に楽しい時間を過ごしました。

赤平市チャレンジショップから木工クラフト工房がオープン



昨年8月から始まった空き店舗対策事業の「チャレンジショップ KANA-YELL」。今まで7件の出店をしていただきましたが、その中で10月から12月末まで出店をしていた、「クラフトクラブ木の輪(もくのわ)」が出店期間中の反響の良さと、空き店舗を解消の貢献ができればとの思いから、同じ空き店舗を利用して、1月5日から正式にオープンしました。木工アートの販売と制作体験を行っています。

■店舗概要

住所 本町1-2 定休日 不定休
営業時間 9:30～18:00

赤平市民憲章

1. いたわりと笑顔をまちにひろめましょう。
 1. よく学びつくりだす芽をそだてましょう。
 1. きれいな花と緑でまちをつつみましょう。
 1. たくましいはたらく力をのびしましょう。
 1. みんなで語りみんなのまちをつくりましょう。
- (昭和49年7月31日制定)

あかびらの人口

(平成27年12月末日現在)

※()内は前月比

総数	11,029人	(-32)
男	5,051人	(-15)
女	5,978人	(-17)
世帯数	6,229世帯	(-8)

あかびらお天気メモ

(平成27年12月)

	前年
最高気温	8.3℃ (8.5℃)
最低気温	-12.1℃ (-15.3℃)
降水量	89.5mm (89 mm)
降雪量	180 cm (257 cm)

赤平市役所 ☎079-1192 赤平市泉町4丁目1番地 ☎32-2211 FAX32-5033

URL <http://www.city.akabira.hokkaido.jp/> E-Mail info@city.akabira.hokkaido.jp

▶この広報誌は再生紙を使用しています。